

## 北本市スポーツ大会出場奨励金交付要綱

北本市全国大会等出場奨励金交付要綱（平成28年告示第87号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、スポーツ大会にアマチュア選手として出場する個人に対し、予算の範囲内において北本市スポーツ大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ大会 国際大会、全国大会又は地方大会をいう。
- (2) 国際大会 オリンピック、パラリンピック又は日本スポーツ協会加盟団体若しくは日本オリンピック委員会加盟団体が加盟する国際競技団体その他市長が認める団体が主催する大会をいう。
- (3) 全国大会 国、地方公共団体、学校体育団体、日本高等学校野球連盟、日本スポーツ協会加盟団体又は日本オリンピック委員会加盟団体その他市長が認める団体が主催又は後援する全国規模の大会をいう。
- (4) 地方大会 国、地方公共団体、学校体育団体、日本高等学校野球連盟、日本スポーツ協会加盟団体又は日本オリンピック委員会加盟団体その他市長が認める団体が主催又は後援する関東大会の規模以上の大会をいう。

（対象者）

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、スポーツ大会の出場登録をしているもの（全国大会又は地方大会に出場する者にあつては、当該大会に係る予選又は標準記録を通過して出場するものに限る。）とする。

- (1) 市内に在住し、在学し、又は在勤する者
- (2) 北本市体育協会、北本市レクリエーション協会又は北本市スポー

ツ少年団に加盟する団体に所属する者  
(交付額)

第4条 奨励金の額は、次の表の左欄に掲げるスポーツ大会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

区分	金額
海外で開催する国際大会	30,000円
国内で開催する国際大会	10,000円
全国大会	5,000円
地方大会	5,000円

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、当該奨励金に係るスポーツ大会が開催される日の前日までに北本市スポーツ大会出場奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ大会要綱又はこれに準ずる書類
- (2) 予選成績表又はこれに準ずる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定するとともに、北本市スポーツ大会出場奨励金(交付・不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により奨励金の交付の決定を受けた者は、当該奨励金の交付に係るスポーツ大会が終了した日から起算して60日以内に、北本市スポーツ大会出場奨励金実績報告書(様式第3号)に当該スポーツ大会における自身の成績がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき奨励金

の額を確定し、北本市スポーツ大会出場奨励金額確定通知書（様式第4号）により当該報告をした者に通知するものとする。

（奨励金の請求等）

第9条 前条の規定により奨励金の額の確定の通知を受けた者は、奨励金の交付を請求しようとするときは、北本市スポーツ大会出場奨励金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（返還）

第10条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、既に交付した奨励金を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金を返還させるときは、北本市スポーツ大会出場奨励金返還通知書（様式第6号）により当該奨励金の返還を命ぜられた者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の北本市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後にスポーツ大会に出場する者について適用し、同日前に全国大会又は関東大会に出場したものについては、なお従前の例による。